



## C O N T E N T S

経済補償制度は改正されるか .....	01	鳩山邦夫元法務大臣の死を悼む .....	03
平成 29 年 3 月を注視しよう!! .....	02	活動報告 .....	04~06
第 3 次犯罪被害者等基本計画の概要 及びその経緯について .....	02	会員の声 .....	06
		幹事会、関東・関西集会 報告 .....	07

### 経済補償制度は改正されるか

代表幹事 松村 恒夫

2016 年も早後半に入りました。九州地方では、4 月の熊本地震に引き続き、豪雨水害の自然災害が発生しており、遅くなりましたが、お見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈りいたします。

一方、残念ながら、人間社会でも凶悪な犯罪が発生しております。人間社会でのこのような悲惨な出来事の絶滅は困難なのでしょうか。今後も犯罪被害者等は生まれてきてしまうのでしょうか。「あすの会」は、不本意ながら犯罪被害者・被害者遺族となり、世間から好奇の目で見られ、同情はされても、世の中の片隅で生きてきた犯罪被害者等が集まって 2000 年に誕生しました。その犯罪被害者等が、その存在を認知され、権利の主体としての立場を築き、犯罪被害者等の被害回復制度の確立を目的に、活動してまいりました。自分たちはその恩恵を受けなくても、後続の被害者たちには同じ惨めな思いはさせたくないとの一心での運動でした。

初代代表幹事の岡村勲弁護士を先頭とした会員の活動と関係者、世間のご支援により、権利確立という面においては、被害者参加制度として犯罪被害者

等の裁判への参加、公訴時効の廃止ないしは延長、懸賞金制度の導入等、かなり成果をあげてまいりました。一方の被害回復制度の充実という面では、犯罪被害者等給付制度における微々たる拡充はありましたが、目覚ましい進展はありませんでした。「あすの会」では、2012 年に「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）」を作成し、有識者への説明・説得を試みましたが、広くご理解と同意を得るまでには至りませんでした。それ以後も関係官庁・部署に対し働き続けてまいりました。その結果、渡辺副代表幹事の報告にありますように、今般の第三次犯罪被害者等基本計画で、幾らか改善されるかもしれないという兆しが見られる様になりました。犯罪被害回復制度が経済的にもより充実したものになり、犯罪被害者等が事件以前と同じは無理でも、同じような生活を取り戻せる環境が整うことを期待しております。

なお、末筆ながら犯罪被害者等施策にご尽力された元法務大臣鳩山邦夫議員が 6 月 21 日に逝去されたとの報に接し、無念の極みであり、御安霊をお祈り申し上げます。

## 平成29年3月を注視しよう!!

副代表幹事 渡辺 保

ニューズレター第48・49号でお知らせしましたように、内閣府において平成26年から第2次基本計画の評価・検証と第3次基本計画の策定に向けての議論が、基本計画策定・推進専門委員等会議の場で行われてきました。

当初、「あすの会」の要望する経済補償制度については、専門委員等会議座長は、先の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」で検討済みとのことで取り上げようとしませんでした。自民党PTの当会に対するヒアリングを踏まえた、自民党政務調査会提言を、平成27年7月30日に内閣府、警察庁に出していただいたこともあり、論点の一つとして議論されることになりました。

当会で2012年に提案した「犯罪被害補償制度案要綱」(生活保障型)の実現が理想ですが、今回は、次の4点に絞り主張することにしました。

- ①重傷病給付金の期間と上限額(現行1年以内、総額120万円以内)の撤廃
- ②治療費については、受刑者同様無料とし、立替なしの現物給付とすること
- ③親族間犯罪の犯給金は原則支給とし社会通念上妥当でない場合のみ制限すること
- ④若年の被害者で遺児がいる場合は自賠償並みの手厚い給付金にすること

専門委員等会議では、警察庁は従前の主張と変わることなく、当会と警察庁の間で、調整のために2度の話し合いをしました。警察庁は、パブリックコメント

(11/19～12/10)は、「犯罪被害給付制度に関しては、今までの運用状況等を踏まえつつ、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や親族間犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金支給の在り方等については、実態調査や他の公的給付制度に関する調査及びこれらを踏まえた検討を行い、必要な施策を実施する」との検討期限のないものでした。

一方内閣府は、平成27年12月末までに、自民党政務調査会の提言に対する中間報告を求められていましたが、その回答は先のパブリックコメントにかけた内容と同じものでした。自民党PTは当然了承せず、調査・検討・実施に対する期限を明確にすることを要求しました。その結果、平成28年1月26日の専門委員等会議で、警察庁は「3年を目途に調査検討をし、必要な施策を講ずる」という案を示しました。「期限を3年と切ったことは評価できますが、こうしている間にも困窮する犯罪被害者がいるので、一日も早い実施を期待する」として賛否を表明しませんでした。

最終段階では、その3年を目途に…という案が、PT座長の鳩山議員等のご尽力により、1年を目途に…とされ、第3次基本計画は閣議決定され実施となりました。従って、平成29年3月末には、調査検討も終了し、どのような施策が発表されるか注視したいと思います。

最後に、犯罪被害者の目線に立ってご尽力いただいた鳩山邦夫先生が急逝されました。生前のご厚誼に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

## 第3次犯罪被害者等基本計画の概要及びその経緯について

幹事 後藤啓二(弁護士)

計画期間を平成28年4月1日から平成32年度末までとする「第三次犯罪被害者等基本計画」(「第三次計画」といいます)は、平成28年4月、閣議決定されました。同計画では、犯罪被害給付制度について、次のとおり定められています。

犯罪被害給付制度に関する検討 警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取

組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】(12)

あすの会は、平成27年5月に、自民党犯罪被害者PTのヒアリングに招かれ、現行の犯罪被害者等給付金支給法につき次の3点の改正を要望いたしました。

(1) 現行の「重傷病給付金」では救われない被害者が

多いことから、期間と上限を撤廃し、かつ、治療後自費で支払った後に給付金を受け取るのではなく、治療を受ける際に被害者が治療費を支払わなくともいいような制度にしていきたい。

(2)「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額とされる現行制度では、何の責任もない遺族が困窮することとなっており、見直していきたい。

(3) 給付金額が十分でなく、特に若い被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多いことから、給付金を増額していきたい。

現行制度のこのような問題の結果、何の落ち度もない被害者や遺族が貧困に陥り、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ないことも少なくなく、被害者の尊厳・自立を損なうとともに、国民感情からも、財政負担の観点からも、労災被災者・交通事故被害者との権衡からも不合理な制度に（労災も適用される被害者は全員労災を選ぶ

という保障に顕著な差）なっているからです。

鳩山邦夫議員を座長とする自民党犯罪被害者プロジェクトチーム（自民党PT）にはそれを真摯にお受け止めいただき、あすの会の要望をすべて受け入れていただいた、平成27年7月「提言」を作成し、政府（中心は内閣府、警察庁）に対応を求めていただきました。

さらに、鳩山邦夫座長より、内閣府における検討結果より、さらに自民党PTの提案を踏まえたものとするよう申し入れていただき、その結果、上記のような計画が定められました。

今後、この計画に沿って警察庁が検討し、1年以内に施策を決定することとなりました。あすの会の要望が実現されるかどうかはまだ不確定ですが、実現されるよう引き続き取り組んでいく所存です。

鳩山邦夫先生は先般急逝されました。先生のご尽力に心から感謝申し上げますとともにご冥福をお祈り申し上げます。

## 鳩山邦夫元法務大臣の死を悼む

代表幹事 松村 恒夫

6月21日鳩山邦夫先生の突然の訃報に接し、驚愕のあまり言葉を失いました。

ご生前のご厚情に深く感謝申し上げますとともに、安らかなご永眠をお祈りいたします。

鳩山先生とのご縁は、平成20（2008）年に福田内閣の法務大臣として入閣された時に当時の岡村勲代表幹事に随行しての表敬訪問に始まりました。それまでは、蝶の採集家としても有名であらせられましたし、自然との共生を謳われ環境問題にも造詣の深い先生としてご尊敬申し上げておりました。法務大臣として約1年間の大臣在任中に、13人の死刑囚の死刑執行をしてくださりました。このことが平成20（2008）年6月18日に朝日新聞夕刊の「素粒子」欄で「死に神」と揶揄され、当会はこの表現に朝日新聞に抗議しました。それに対し、朝日新聞から返答がありました。しかし、納得できるものではなく、約5週間の間に複数回にわたる書面のやり取りの末、最終的に朝日新聞が不適切な表現であったことを認め、解決したことがありました。

その後、鳩山先生は、総務大臣等の要職を歴任され、「政務調査会 司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」の座長に就任されてから、平成27年にはヒヤリングをしたいとの連絡が「あすの会」へありました。当会は今回の自民党の支援こそ生かさなければと、上川司法制度調査会会長、鳩山PT座長、小林PT事務局長にお会いし、被害者等の実情を

お話しました。その時鳩山PT座長から「真に困っている犯罪被害者等を救済するのがこのPTの使命だから」という大変力強いお言葉をいただき、励まされました。

そして、平成27年度末の閣議決定の第三次犯罪被害者等基本計画に於いては、経済補償施策の見直し、その検討期間を大幅に短縮するという格別のご尽力をしてくださりました。

また、この4月5日に開かれたある会合で、多くのお歴々が通常の挨拶をされる中で、鳩山先生はいきなり、「皆様ご存じですか。刑務所に入っている犯人にかかる医療費はすべて国が負担しているのに、犯罪被害者はある金額以上は、自分で負担しなくてはならない。また海外で犯罪にあったら、お見舞金もなく、原則として全て自己責任で被害者が解決しなくてはならない。こんな不合理なことで良いのでしょうか」と500人の参加者の前で犯罪被害者の窮状だけを話されました。退席される際には、第三次基本計画決定のお礼を申し上げようと歩を進めた私に気づかれ、先生もわざわざ近寄り挨拶をしてくださったお姿を忘れることはできません（6月に海外での犯罪被害者にも見舞金、弔慰金が支払われる法律が成立しました）。

ここに改めて鳩山先生のご生前のご厚情に深く感謝いたしますとともにご冥福をお祈り申し上げます。

合掌

## 活動報告 2015年7月～2016年7月

### 2015年7月

- 1日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表幹事が小林鷹之自民党「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言 PT」事務局長に面会した。
- 5日 第165回関西集会
- 7日 ニューズ・レター49号発行
- 同日 伊藤（裕）会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」として講演した。
- 8日 高橋（幸）幹事が（社）日本精神科看護協会／精神科認定看護師資格拾得のための研修にて講師を務めた。
- 11日 有志が支援者／菊地真悟氏の個展を鑑賞した。
- 12日 第142回幹事会
- 13日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表幹事が笹川博義衆議院議員に面会し、困窮被害者について説明し理解を求めた。
- 18日 第143回関西集会
- 24日 高橋（正）副代表幹事、後藤幹事が小林鷹之自民党「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言 PT」事務局長に面会した。
- 27日 渡辺副代表幹事は第20回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。高橋（正）副代表が随同行した。
- 29日 渡辺副代表幹事が横浜市における「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」の第1回会議に出席した。
- 30日 自由民主党政務調査会から「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言」がされた。

### 2015年8月

- 2日 第166回関西集会
- 5日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表、後藤幹事は小林鷹之自民党「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言 PT」事務局長に面会した。
- 6日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表、後藤幹事は鳩山邦夫自民党「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図る PT」座長に面会した。
- 9日 第143回幹事会
- 17日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表、後藤幹事が鳩山邦夫 PT 座長／小沢政策秘書に面会し前記提言事項について意見交換した。
- 20日 野口会員が近畿管区警察学校にて講演した。
- 24日 渡辺副代表幹事は第21回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。松村代表幹事、高橋（正）副代表幹事、後藤幹事が随同行した。
- 25日 加藤（裕）会員が山口県警察学校から講師を依頼

されて「被害者家族の思い」について講演した。

### 2015年9月

- 1日 野口会員が奈良県警察本部 被害者支援専科にて講演した。
- 6日 第167回関西集会
- 7日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害者家族の思い」を講演した。
- 8日 渡辺副代表幹事が秋田県警察官を対象にした「犯罪被害者等のこころにふれる講演会」にて遺族の立場から話をした。
- 10日 有志が二科展にて玉造会員（高知）の作品を鑑賞した。
- 11日 渡辺副代表幹事が神奈川被害者支援センターにてボランティア養成講座初・中級講座で講師を務めた。
- 13日 第144回幹事会
- 15日 松村代表幹事、渡辺・高橋副代表、後藤幹事が鳩山邦夫 PT 座長／小沢政策秘書へ現状を説明した。
- 16日 渡辺副代表幹事が横浜市における「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」の第3回会議に出席した。
- 18日 松村代表幹事、渡辺副代表、高橋副代表、後藤幹事は鳩山邦夫 PT 座長出席の下、警察庁と経済補償制度について話し合いをした。
- 19日 第144回関西集会
- 24日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表幹事、後藤幹事は経済補償問題の現状を、小林鷹之議員自民党 PT の事務局長へ説明し、親族間犯罪の原則撤廃、若年者への給付金額増額について要望した。
- 25日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講演した。
- 28日 渡辺副代表幹事が横浜市における「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」の第4回会議に出席した
- 29日 渡辺副代表幹事は第22回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。第2次犯罪被害者等基本計画実施状況評価案が原案通り確定。第3次犯罪被害者等基本計画案・骨子案について骨子案第1の2の(1)「犯罪被害者給付制度に関する検討」を除き、原案のとおり骨子案を確定。松村代表幹事、高橋（正）副代表幹事、後藤幹事が随同行した。

### 2015年10月

- 4日 第168回関西集会
- 8日 松村代表幹事、渡辺副代表、高橋副代表は鳩山邦夫 PT 座長／小沢秘書と面会した。
- 9日 松村代表幹事、渡辺副代表、高橋副代表は内閣府、警察庁と経済補償制度施策検討期間につき2回目

ゴシックで表示している項目は、「あすの会」の活動に関連する政府・政党等の動向を示します。

の話し合いをした。

- 12日 第145回幹事会
- 17日 第145回関東集会
- 27日 渡辺副代表幹事が福井被害者支援センター県民講座において「犯罪被害者・遺族になって思うこと」をテーマに講師を務めた。

## 2015年11月

- 2日 第169回関西集会
- 4日 渡辺副代表幹事が横浜市における「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」の第5回会議に出席した。
- 11日 松村代表幹事、渡辺副代表幹事、高橋（正）副代表幹事、後藤幹事が上川陽子自民党司法制度調査会会長に面会し自民党の提言について意見交換した。
- 13日 岡本会員が長崎県被害者支援連絡協議会総会後の特別講演会にて犯罪被害者の現状を訴えた。
- 同日 松村代表幹事、高橋（正）副代表幹事が上川陽子自民党司法制度調査会会長に面会し自民党の最終提言について確認した。
- 14日 林代表幹事代行が堺市の自由の和泉学園で「犯罪被害者の権利とは何か」と題した講演を行った。
- 18日 高橋（正）副代表幹事が静岡県「犯罪被害者等支援担当者研修会」にて講師を務めた。
- 19日 松村代表幹事が静岡県「犯罪被害者等支援担当者研修会」にて講師を務めた。
- 21日 第146回関東集会
- 30日 第146回幹事会（在京幹事会）

## 2015年12月

- 6日 第170回関西集会
- 9日 渡辺副代表幹事が横浜市における「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」の第6回会議に出席した。
- 12日 第147回幹事会
- 16日 法務省 第3回若年者に対する刑事法制のあり方に関する勉強会／第3回ヒアリングにて土師副代表幹事が「少年法も18歳に引き下げられるべき」と意見を述べた。松村代表幹事、高橋副代表幹事が随行した。
- 同日 野口会員が近畿管区警察学校にて講演した。
- 18日 渡辺副代表幹事は第23回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。
- 19日 第147回関東集会

## 2016年1月

- 10日 第171回関西集会
- 16日 第148回関東集会
- 18日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害者家族の思い」を講演した。

- 20日 林代表幹事代行が箕面市役所で「犯罪被害者の権利について」を講演した。
- 24日 第148回幹事会
- 26日 渡辺副代表幹事は第24回基本計画策定・推進専門委員等会議に出席した。第3次基本計画案が原案の通り確定した。
- 29日 松村代表幹事、高橋（正）副代表幹事、後藤幹事が上川陽子司法制度調査会会長、鳩山邦夫PT座長、小林鷹之PT事務局長と第3次基本計画の経済補償制度について話し合った。PTは菅官房長官（推進会議議長）へ要望書を提出することになった。

## 2016年2月

- 1日 松村代表幹事、渡辺副代表幹事、高橋（正）副代表幹事、後藤幹事は上川陽子自民党司法制度調査会会長と菅官房長官あて要望書について意見交換した。
- 7日 第172回関西集会
- 16日 鳩山邦夫PT座長は菅官房長官に要望書を提出し、若年層への給付金と親族間の原則支給には特に言及した。
- 19日 渡辺副代表幹事は犯罪被害者等に関する横浜市職員研修にて「犯罪被害者の声を聴く」をテーマに講話した。
- 20日 第149回関東集会
- 21日 第149回幹事会

## 2016年3月

- 1日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表幹事、後藤幹事は鳩山邦夫PT座長／小澤秘書より、河野太郎内閣府特命担当大臣からの回答書には経済補償制度の検討期間は3年間との説明を受けた。
- 3日 野口会員が近畿管区警察学校にて講演した。
- 6日 第173回関西集会
- 7日 自民党「政務調査会犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」に対し、親族間犯罪被害に係る在り方及び若年者の給付金の在り方等について意見書兼要望書を提出した。
- 8日 松村代表幹事と渡辺副代表幹事は自民党「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のためのPT」委員会にオブザーバーとして参加した。自民党提言に対し内閣府から回答が示され質疑があった。会議終了後には座長、事務局長と話し合った。
- 19日 第150回関東集会
- 22日 坂口会員が豊ヶ岡学園にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として、被害者の立場から在園少年に向けて講話した。

## 2016年4月

- 1日 第3次基本計画閣議決定された。経済補償制度については、1年以内に結論を出すことになった。

- 3日 第174回関西集会
- 9日 松村代表幹事が公益財団法人矯正協会へ昨年度実績の説明をした。
- 16日 第150回関東集会
- 20日 有志が書道展にて岡村顧問の作品を鑑賞した。
- 同日 林代表幹事代りが近畿管区警察学校で「犯罪被害者家族の思い」を講演した。
- 24日 第150回幹事会

### 2016年5月

- 1日 第175回関西集会 シンクキッズ児童虐待防止法案設立の署名活動に協力した。
- 18日 松村代表幹事、渡辺・高橋（正）副代表幹事は第3次犯罪被害者等基本計画において当会の主張に理解を示してくださった国会議員の方々を訪問し謝意を述べた。
- 21日 第151回関東集会

### 2016年6月

- 1日 「国外犯罪被害者弔慰金等に関する法律」が成立した。
- 2日 岡本会員が長崎県警察本部の依頼により警察学校において被害者の心情と支援について講演した。
- 3日 第58回全国矯正展出展した。
- 5日 第176回関西集会
- 18日 第152回関東集会

### 2016年7月

- 1日 野口会員が近畿管区警察学校にて講演した。
- 3日 第177回関西集会
- 8日 高橋（幸）幹事が（社）日本精神科看護協会／精神科認定看護師資格拾得の為の研修にて講師を務めた。
- 16日 第153回関東集会

## 会員の声

### ミャンマーで娘を殺害されて

白松 弘美

娘の千晴は、静岡県立ガンセンターで看護師をしていました。仕事柄どうしても死に向き合うことが多く、特に若い方の死には、いたたまれなくなり学生時代から好きだった海外旅行に行くことで気持ちをリフレッシュしていました。今回も1週間の予定でミャンマーへ向かいました。

2011年9月29日、朝10時頃、外務省からかってきた1本の電話で私たちの苦しみは始まりました。「娘さんが事件に巻き込まれて殺害されたい。詳細は調査中のため、分かり次第連絡する」とのことでした。私たちは何かの間違いだと思いついて祈る気持ちでいましたが、程なくして28日夕方にタクシー運転手により殺害されたことが判明しました。

私たちは、精神的に耐えがたい苦しみの中「娘をそのまま日本に返すか、現地で荼毘に付すか。保険はどうなっているか。日本に送る費用はどうするか」等の決断を迫られ、何故こんな事で苦しめられなければならないのか、怒りを何処にぶつければ良いのかもがくばかりでした。

事件後2ヶ月程で死刑判決が出ました。相手国としては早く事件を処理し、観光客が元通り戻ることを最優先しただけなのではないかと考えてしまいます。「死刑以上に何を望むのか」と聞かれると返答に窮しますが、私たち家族としては「何故千晴を殺害したのか」加害者から真実を聞いたかったです。しかし、国が違うためにどうすることも出来ないうちに時間は過ぎてしまいました。余りにも早い結末に呆然とするばかりでした。国外で被害に遭うと、国内とは別の問題があります。あすの会で要望していた外国での犯罪被害に対しても給付金を支給する「国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律」が6月1日に可決されたことは、遅ればせながら歓迎すべきことであります。

事件後2年位してあすの会の人達に出会い、悩み、苦しみを相談する事ができるようになりました。もっと早くたどり着く事が出来れば良かったのと思います。これからも大きなことは出来ませんが、何をすれば千晴が喜んでくれるか考えていきたいと思っています。

# 幹事会／関東・関西集会 報告

## 幹事会報告 第142回（平成27年7月）～第150回（平成28年4月）

計9回の幹事会が開かれたが、「経済的に困窮している犯罪被害者等に必要な補償制度」の実現のために、内閣府・警察庁、自由民主党への働きかけ・対応を検討することが主題であった。

平成27年5月に自由民主党政務調査会司法制度調査会（犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT）のヒヤリングを受け、経済補償制度の中でも4点に絞ってそ

の実現を働きかけることにした。一方、該件が第3次基本計画に盛り込まれるよう内閣府「犯罪被害者等施策推進・専門委員等会議」にも提案することを決めた。さらに、第3次基本計画の骨子案についてのパブリックコメントへの対応も話し合った。

また、少年法と成年年齢、ウィキペディア修正、絶歌問題についての対応を協議した。

## 関東集会報告 第142回（平成27年7月）～第153回（平成28年7月）

昨年7月から本年7月まで毎第3土曜日に計12回の集会を行った。新しい参加者も時折あったが、人数は毎回10～16人でほぼ固定化してきた。

主な議題は、内閣府で行われている第3次基本計画に向けての基本計画策定・推進専門委員等会議の内容であった。多くの会員は、心の傷は残っているものの、事件からは時が経ち裁判等も終わっているが、あすの会の要望して

いる経済補償制度の内容を真剣に話し合った。その他司法関連ニュースに対する意見交換や会員相互の近況報告等を行った。12月には岡村顧問が久しぶりに出席され、16年の歴史が思い起こされた。

終了後の懇親会は、集会とは違った面持ちで多くの方が参加され、毎回和やかに行われた。

## 関西集会報告 第165回（平成27年7月）～第177回（平成28年7月）

毎月1回欠かさず開催した。世の中を騒がせた元少年Aによる出版物に関連して「サムの子息法」成立過程等の資料を用意し話し合った。被害者週間が目の前の回では、あすの会の展示物を一新するため、基本法成立、被害者参加制度成立の過程等わかりやすいパネル作成に力を注いだ。日弁連の死刑事件に対する手引き書について勉強した。サンテレビ作成の「娘の命の価値」という番組を視聴した。ウィキペディアでみる「あすの会」は間違いが多いのでチェック作業を続け事務局へ申し出た。「犯罪口座の残

金・給付型奨学金」についての情報を共有した。大阪府・大阪市・堺市の本年度の事業計画等の説明を受けた。後藤啓二弁護士（幹事）が参加され「児童虐待防止」についての説明と電子署名協力依頼を受けた。神戸市・尼崎市・明石市の事業計画の説明があった。泉市長が参加され、熱い思いを聞かせていただき感謝する。会員の近況報告では犯人出所後の被害者の安全確保をどうするのか、事件による医療費負担を強いられた件について、その理不尽を語り合った。

## 運営の基本

### 【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、充足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九 (ゼロイチキュー)店 (019)当座0100069

(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店 (普)6577163

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店 (普)2149873

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

## 法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います!

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係所属
- 前回の公判日 (傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望 (年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

## 電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

**時間：PM1:00～4:00**

**電話：03-6434-5348**

## 編集後記

皆様お待たせいたしました、1年ぶりにニュース・レター第50号の発行となりました。この間、あすの会は第3次基本計画策定に向けての取り組みを集中的に行ってきました。加害者(受刑者)の待遇と比べて、忘れられた存在の犯罪被害者の処遇を少しでも向上させようと取り組んできました。

ここ数年の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、毎日のように凶悪事件の記事を目にします。加害者になることは防げても、被害者になることを防ぐことは容易ではありません。誰もが他人事ではなく我が事として、真剣に考えることができれば、犯罪被害者等施策はもっともっと進むのにと思うのは小生だけでしょうか……。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしく申し上げます。